



要 請 署 名

大津地方裁判所長 様

労組・団体名

代表者名

⑩

滋賀県警組織犯罪対策課と大津地方検察庁が、昨年8月以来、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員らの不当逮捕、起訴、再逮捕をくりかえしています。

しかし、関生支部がおこなったのは、建設現場における建設会社の違法行為を調査して施工業者に是正を申し入れたこと、行政機関等に申告したりビラを配布したことなど、法令遵守（コンプライアンス）を求める活動です。これは労働者や住民の安全を守るとともに建造物の品質確保を実現すること、生コン価格の値崩れを防ぐことなどを目的とした、産業別労働組合としてはごく当たり前の組合活動にすぎません。

いうまでもなく憲法28条は労働基本権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保障しており、労働組合法第1条2項は労働者の社会的地位向上や労働条件改善等を実現するための正当な組合活動を刑事罰の対象としないと定めています。それにもかかわらず、滋賀県警組織犯罪対策課と大津地検は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対して「労働組合が企業の外で活動するのはおかしい」「コンプライアンス活動は今後はやらせない」などと発言したり、組合脱退をはたらきかけるなど、捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

貴裁判所のこの間の対応も、請求された逮捕令状を無批判に許可し、また起訴された被告らに長期間の接見禁止と勾留を強いるなど、違法な捜査をくりかえす警察と検察に事実上加担するものとなっているといわざるをえません。強く抗議するとともに、憲法・労働法を遵守して下記のとおり対処するよう要請します。

2019年 月 日

記

1. 滋賀県警の不当な逮捕令状請求については、今後、憲法28条および労働組合法第1条2項に照らして許可しないようにされたい。
2. 勾留中の組合員らに対する接見禁止をただちに解除するとともに、速やかに保釈を許可されたい。
3. すでに起訴された被告らの裁判については、憲法28条および労働組合法1条2項に照らして迅速かつ公正な裁判をおこない、速やかに無罪判決を下されたい。

以上